
（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、第５条第２号に規定する主要株主をいう。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

３．「議決権」とは、第５条第２号に規定する議決権をいう。

４．保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。

５．「割合」とは、第５条第２号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

６．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第11面の次に添付すること。

（第12面）

14.・15.　［略］

（第13面）

16.　［略］

別紙様式第３号（第６条、第10条第２項関係）　［略］

別紙様式第７号（第６条、第10条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

株　主　の　名　簿

［表略］

（記載上の注意）

１．「総株主の議決権」とは、第５条第２号に規定する総株主の議決権をいう。

２．　［略］

３．「議決権」とは、第５条第２号に規定する議決権をいう。

［４．～６．　略］

別紙様式第９号の２（第９条の２関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

申請者　登録番号　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）

住　　所

電話番号（　）　―

商　　号

代表者の

氏　　名

（第10面）

13.・14.　［同左］

（第11面）

15.　［同左］

別紙様式第３号（第６条、第10条第１項関係）　［同左］

別紙様式第７号（第６条、第10条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

株　主　の　名　簿

［同左］

（記載上の注意）

１．「総株主の議決権」とは、第10条第１項第５号に規定する総株主の議決権をいう。

２．　［同左］

３．「議決権」とは、資金移動業者の株主が当該資金移動業者の株主総会の決議に参加する権利として、１株につき１個付与されているものをいう。

［４．～６．　同左］

［様式を加える。］